

○明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成30年3月26日規則第36号

明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(設備基準)

第3条 条例第6条に規定する特別養護老人ホームを運営する者が備えるべき事業に必要な設備の基準は、次項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イに定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、居室、食堂、機能訓練室及び共同生活室の面積の基準については、内法により測定するものとする。

2 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の一の居室の定員は、4人以下とする。

(職員配置の基準)

第4条 条例第7条に規定する特別養護老人ホームを運営する者が有すべき特別養護老人ホームの事業に従事する職員の職種、員数及び資格の基準は、省令に定める基準をもって、その基準とする。ただし、特別養護老人ホームの長は、暴力団員等（明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であってはならない。

(運営基準)

第5条 条例第8条に規定する特別養護老人ホームを運営する者が従うべき事業の運営に関する基準は、次項から第6項までに定めるもののほか、省令に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間」と読み替えるものとする。

2 特別養護老人ホームを運営する者は、非常災害に備えて、入所者及び入居者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

3 特別養護老人ホームを運営する者は、省令第15条第6項（省令第59条において準用する場合を含む。）及び省令第36条第8項（省令第63条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームを運営する者は、職員に対する研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

5 特別養護老人ホームを運営する者は、すべての職員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管しなければならない。

6 特別養護老人ホームを運営する者は、当該特別養護老人ホームの運営について、暴力団等（明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。）の支配を受けてはならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。